

豊橋高等裁縫女学校の校地と校舎の変遷について

—昭和7年の敷地移転を中心に—

伊藤晴康

本稿は、拙稿「私立豊橋裁縫女学校の校地と校舎の変遷について—明治35年から昭和7年まで—」に続き、藤ノ花学園に保管されていた資料に基づき、豊橋高等裁縫女学校¹が昭和7(1932)年に校地を移転するまでに検討された他の移転案及び移転に際しての校舎の転用等についてまとめたものである。

1. 資料について

藤ノ花学園本部に残されている公文書の綴りとして、既報²の通り「公文綴」がある。「公文綴」は欠落している大正5(1916)年度から大正7(1918)年度の間を除き、年度毎に綴じられて文書が保管されている。

また、昭和2(1927)年に財団法人として認可を受けて以降は、別に「法文綴」という名称で法人関係の書類が保管されている。内容は校舎建築に伴う申請書の控え、土地購入に関する書類等である。しかしながら昭和8(1933)年度から昭和11(1936)年度までの間と、昭和21(1946)年度から昭和23(1948)年度までの間は欠落している。「法文綴」が作成されるようになった以降の「公文綴」には、愛知県や豊橋市に毎年提出していた学事報告の書類等が綴じられている。本稿では、学園関係の書類については特記以外、「法文綴」に残されていた資料を用いる。

2. 老松町への移転までに検討された他の移転案

豊橋裁縫女学校は、昭和初年には生徒数の増加に伴い校舎が狭隘化すると共に都市計画による道路拡幅の要請から、校地の一部を道路用地に提供することが要請されるようになり、移転の候補地を探している。最終的には、昭和7(1932)年に八町から現在藤ノ花女子高等学校がある老松町に校舎を移転しているが、移転候補として、他の案も検討されていたことが資料により確認できる。

1 明治35年に創立された私立豊橋裁縫女学校は、大正8年に豊橋裁縫女学校、昭和6(1931)年に豊橋高等裁縫女学校、昭和10(1935)年に豊橋高等家政女学校、昭和21(1946)年に豊橋藤花高等女学校と名称を変え、昭和23(1948)年より現在の藤ノ花女子高等学校となっている。

2 伊藤晴康「私立豊橋裁縫女学校の校地と校舎の変遷について—明治35年から昭和7年まで—」『豊橋創造大学紀要』第16号、2012年、pp.133-147。

【歩兵第17旅団司令部跡地への移転案】

既報³の通り、「公文綴」の記録によれば、昭和4（1929）年6月12日には歩兵第17旅団司令部跡地について、当該地を豊橋市が払い下げを受けた際には校舎敷地として借用したい旨の陳情書を豊橋市長宛に提出している。本稿執筆に当たり「法文綴」を調査したところ、昭和4年11月4日付の「雑種財産賣拂申請書却下申請」と題された書類と共に当該地を校舎敷地とした場合の校舎配置図が発見された。この書類は、大蔵大臣に対して土地の払い下げを申請したものの払い下げには至らず、申請の取り下げを行う趣旨の書類である。この図面により校舎配置についても具体的な検討が行われていたことが確認できた。（図-1）この計画は2階建て校舎2棟が平行に並び、普通教室12室、特別教室2室の他、寄宿舎も隣接させ、職員住宅を敷地内に建設する計画となっている。「公文綴」昭和4年6月12日付の書類では借用する計画であった土地を購入する計画に変更した経緯は不明である。なお、旅団司令部跡地は小公園として整備されたことが、当時の新聞記事⁴及び地図⁵から確認できる。

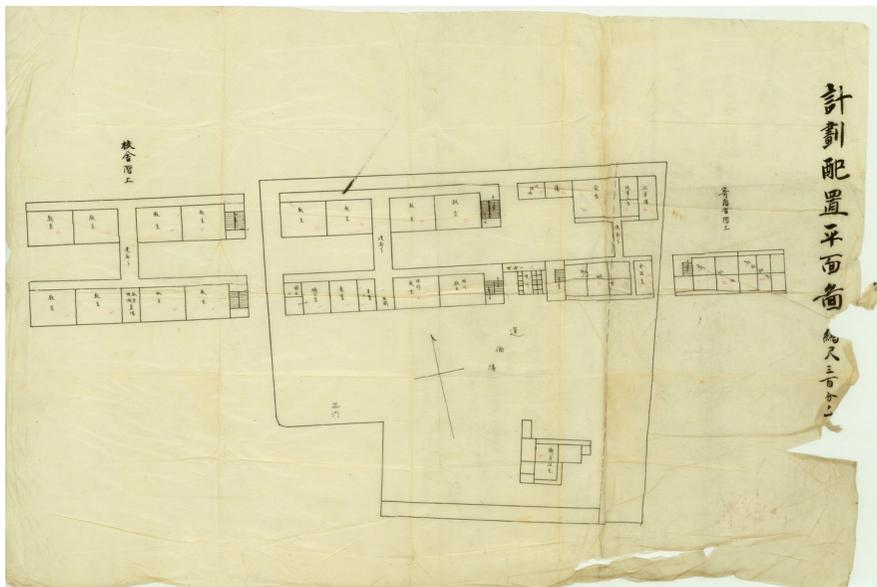


図-1 旅団司令部跡地での校舎配置計画

【新川小学校旧校地校舎への移転案】

昭和5年10月7日付の伊藤勤⁶より伊藤健児宛での私信では、下記の通り移転候補地として当時校舎新築に伴う移転計画のあった市内の新川小学校の敷地を挙げ、移転後の旧新川小学校校地を借用することと勧めている。

3 伊藤晴康「私立豊橋裁縫女学校の校地と校舎の変遷について—明治35年から昭和7年まで—」『豊橋創造大学紀要』第16号, 2012年, pp.133-147.

4 『参陽新報』昭和5年5月13日付記事「旅団司令部跡が小公園になる」

5 豊橋書籍雑誌組合発行「最新豊橋市街地図」（昭和14年）に当該敷地は「小公園」と記載されている。

6 伊藤勤は当時の財団法人豊橋高等裁縫女学校理事であり、同法人理事伊藤健児の兄にあたる。健児は豊橋高等裁縫女学校に勤務していたが、勤は会社員であり、学外理事であった。

二四日の御書面通り法人の経財にては借地するか自分の土地を使用するか之二法にて、只今小生の考へにては龍拈寺の土地を借用するが一番宜しからんと存ぜられ候

その理由は 東田の土地を利用するとせば差当り校舎の新築費に苦しむべし、これに返し新川校跡を借地せば東田の土地（また八町通りの土地）を適当に處分することに依り校舎の手入れを為し得ること、結局出費の問題にて従来辻太郎氏に支払ひし年間七百八十円にて事足りしが新川校へ移転後は假りに借地料が七百八十円にて契約出来れば建物に附すべき火災保険料、及移転に要せし金額の利子の合計が従来の収入より減少するわけにて経営上従来よりも困難となる事なれば一度予算を立てゝ見る必要有之候 小生としてはこの正月相談ありし如く新川校跡を賛成致し候

この私信が残されていた封筒の中には、当時の新川小学校の敷地を分割して借用する計画案が複数案記載された図面が同封されている。そのうちの1枚には校舎平面図が記載されている。この平面図は新川小学校旧校舎の平面図と一致しており、敷地と校舎の一部を借用することを検討していたことがわかる（図-2）。図中、着色された部分が借地予定地である旨注記がある。また、対案として「東田の土地」も候補に挙げており、この時点で老松町校舎の敷地も検討していたことがわかる。

新川小学校の創立85周年誌『新川小学校85年の歩み』⁷には、当時の校舎配置（図-3）が掲載されており、借用を検討していた校舎は平屋建てであったことがわかる。なお、旧新川小学校の跡地は、日本赤十字社愛知県支部豊橋診療所となった旨、『豊橋市史』⁸に記述がある。

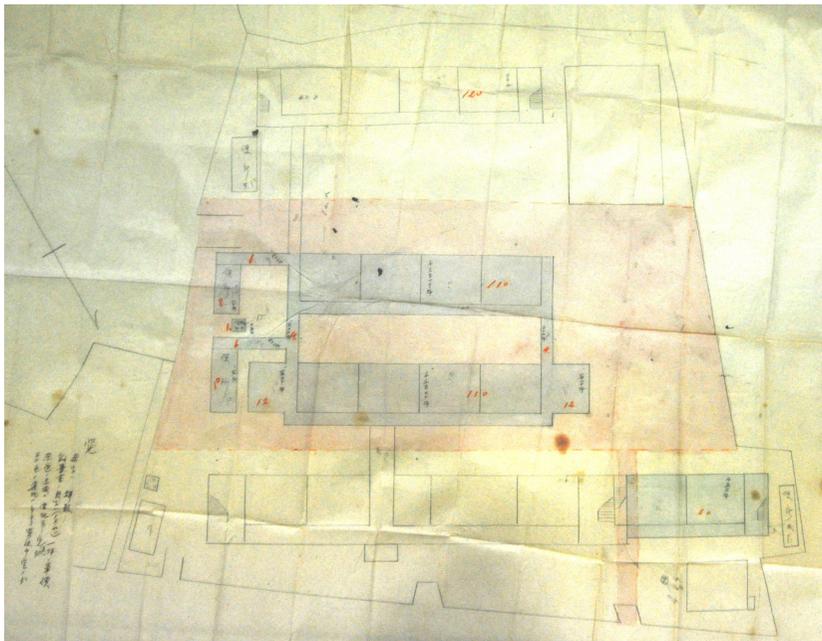


図-2 新川小学校旧校舎を借用する計画図

7 豊橋市立新川小学校編『新川小学校85年の歩み』豊橋市立新川小学校創立85周年記念事業実行委員会、1987年。

8 『豊橋市史 第4巻』pp.950-951。

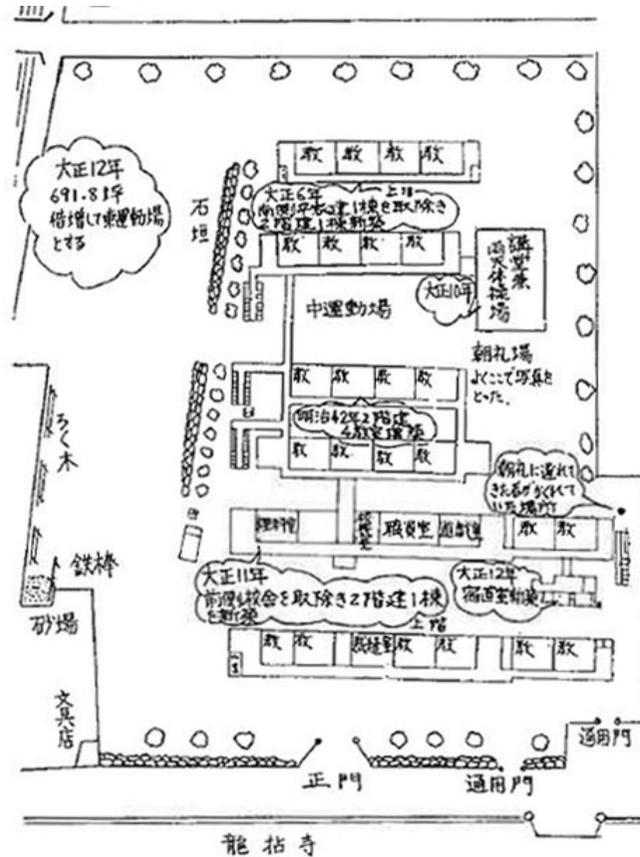


図-3 当時の新川小学校平面図（図の上端及び下端の平面図は2階部分を示す）

出典：豊橋市立新川小学校編『新川小学校85年の歩み』

豊橋市立新川小学校創立85周年記念事業実行委員会 1987年, p.18.

3. 本館建設に伴う新川小学校校舎の払い下げ

昭和7（1932）年の老松町校舎建設にあたり、旧新川小学校校舎の払い下げをうけたことを示す記録がある。昭和5年10月18日付で、豊橋市長宛に提出した「市有建物拂下願」と題した書類の控えがあり、冒頭に以下の記述がある。また、添付されていた図面を図-4に示す。

豊橋市新川町字市南地内新川尋常小学校々舎ノ内別紙圖面表示ノ建物右ハ目下新築中ノ新川小学校新校舎竣成ノ上該新校舎ニ移転ノ曉ハ不用トナリ御拂下ニ相成ル御計畫アルヤニ仄聞致候ニ就テハ左記事情御賢察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ出来得ル限り廉償ニ御拂下相成度此段奉願候也

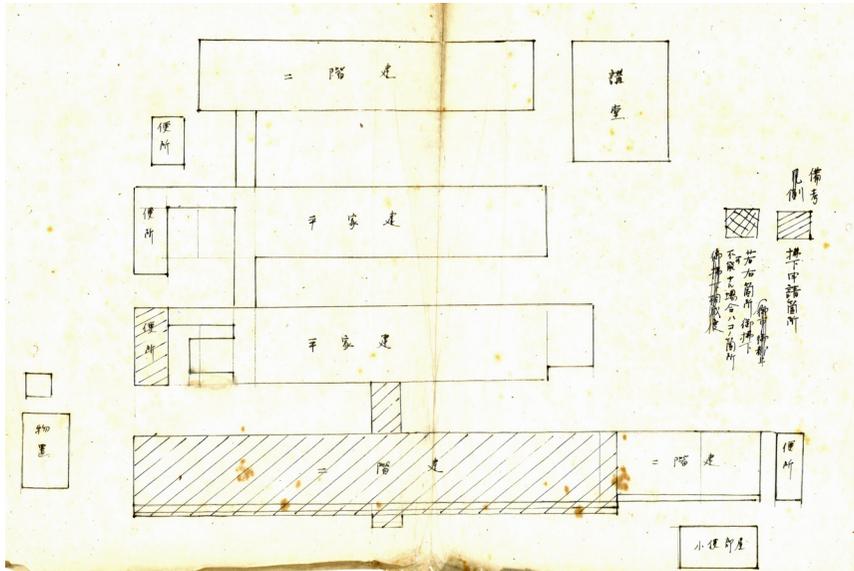


図-4 書類に添付されていた図面
払い下げ希望の箇所に斜線が引かれている

その後昭和6年8月12日付の「市有建物特賣願」と題された書類控えには、以下の記述がある。

昭和五年十月十八日附ヲ以テ豊橋市新川町字市南地内新川尋常小学校旧校舎ノ一部拂下ヲ出願致候處本校第一希望タリシ北側二階建校舎ハ東田小学校へ移転相成候御計畫ノ趣拝承仕候ニ付此ニ改メテ該旧校舎ノ内賣却御豫定ト承ル左記貳様ノ拂下ヲ出願致候ニ就テハ曩ノ願書事由御賢察ノ上特ニ廉價ヲ以テ本校へ御特賣相成度此段奉願候也

記

- 南側 二階建（梁間五間 桁行二十四間）此坪数百二十坪 一棟
- 北側 二階建（梁間五間 桁行十二間）此坪数六十坪 一棟

このことから、当初希望した建物は東田小学校の校舎に移転されることが決まったため、第二希望の校舎を代案として希望していることがわかる。なお、方位に関しては、図-2の中の方角を示す矢印から図-3及び図-4の下側が北側と特定できる。

さらに、昭和6年10月16日付の豊橋市長宛「不要建物特賣願」と題された書類では、以下の記述がある。

曩ニ出願致候新川小学校旧校舎ノ一部左記建物ハ御願御聴許被下特別ノ御詮議ニ依リ御特賣被下度此段奉願候也

記

- 一 二階建 建坪百二十坪ノ分
- 一 全 建坪六十坪ノ分
- 右ノ棟ノ特賣價格金二千円也

8月12日付の文書で希望した校舎の坪数と、10月16日付文書の校舎の坪数が同じであることから、8月12日付書類で希望した校舎を購入することができたと推察される。また、購入

価格は2,000円であったことがわかる。豊橋高等裁縫女学校の昭和7年度決算書⁹に、校舎建築工事費として6,306円92銭が計上されており、建坪あたり単価は約35円となる。これに対して昭和11(1936)年度に建坪60坪9合の講堂を建設した際の建設費が5,000円であったとの記録¹⁰がある。この場合には建坪あたり単価が約82円となることから、昭和7(1932)年度の移転の際には新川小学校から校舎の払い下げを受けたために建設費が大幅に節約できたことがわかる。

4. 払い下げを受けた校舎の老松町校舎への転用

8月12日付文書の記載内容及び図-2により方位を特定できたことから、新川小学校から払い下げられた校舎は図-5にA, Bで示す部分であったことが推察できる。Aの部分については、昭和6年8月12日付の「市有建物特買願」中「南側 二階建(梁間五間 桁行二十四間)」とされる部分であると推察できる。これは、Aの部分について桁行方向で教室を5間、階段と想定される両端部を2間と仮定すれば合計で24間となるためである。

「北側 二階建(梁間五間 桁行十二間)」については、北側2階建て校舎の東端部あるいは西端部の12間を移築したと考えられる。図中にBとして想定しうる3案を示す。

A及びBの部分が高松町校舎のどこに転用されたのかについて示す記録は見つかっていない。しかしながら、竣工当時の平面図と校舎写真から推定することは可能である。老松町校舎の平面図に関しては、昭和20年11月30日付の「高等女学校設置認可申請書」に教室配置と教室の寸法を示した平面図が添付されている。昭和20(1945)年までの間には、教室の増築の記録はあるが、既存校舎の模様替えの記録はない。従ってこの図を基に昭和7(1932)年当時の平面図を推定することが出来る。(図-6) また、藤ノ花学園『創立100周年記念写真集』に掲載されている昭和7(1932)年当時の老松町校舎の写真(図-7)及び学園に残されていた創立三十周年記念式の案内はがきに掲載されていた工事中の校舎写真(図-8)を参照し、払い下げを受けた図-5中Aの部分は図-6中aの部分に、図-5中Bの部分は図-6中bの部分に転用されたと推定できる。

理由は、図-5中A部分と図-6中a部分が共に梁間5間、桁行方向が24間であること、図-6中b部分が梁間5間、桁行方向12間であることが挙げられる。さらに、新川小学校の移転前の写真(図-9)と比較してもA, B部分とa, b部分の屋根形状や外壁仕上げが類似していることも挙げられる。内部の間仕切りについては、教室部分の大きさは同じであるが、階段の位置とb部分1階が変更されている。

なお、図-10, 11より、玄関の庇の形状が「むくり」を持つ点及び頂部に懸魚を持つ点が共通しており、玄関庇についても移築した可能性が考えられる。この場合、図-5中B部分は案3が有力であるが、移築にあたっては梁や柱は部材単位に分解されるため、多様な可能性が想定できる。従って「北側 二階建(梁間五間 桁行十二間)」については図中どの部分であったかを正確には特定できない。

9 「公文綴」昭和8年5月19日付「昭和7年度法人事業報告」

10 「法文綴」昭和12年5月24日付「公益法人事業報告ノ件」

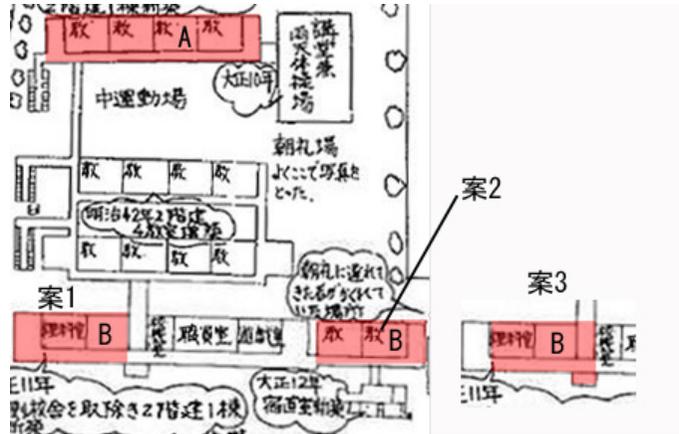


図-5 払い下げされた新川小学校校舎（半透明塗りつぶし部分）方位は下側が北を示す
出典：『新川小学校85年の歩み』 p.18.

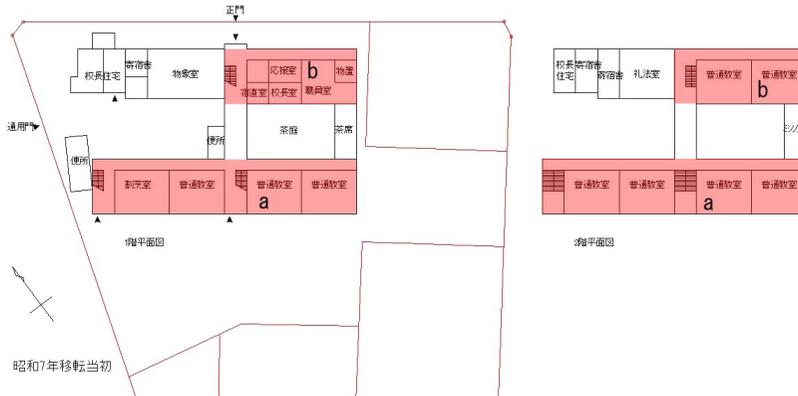
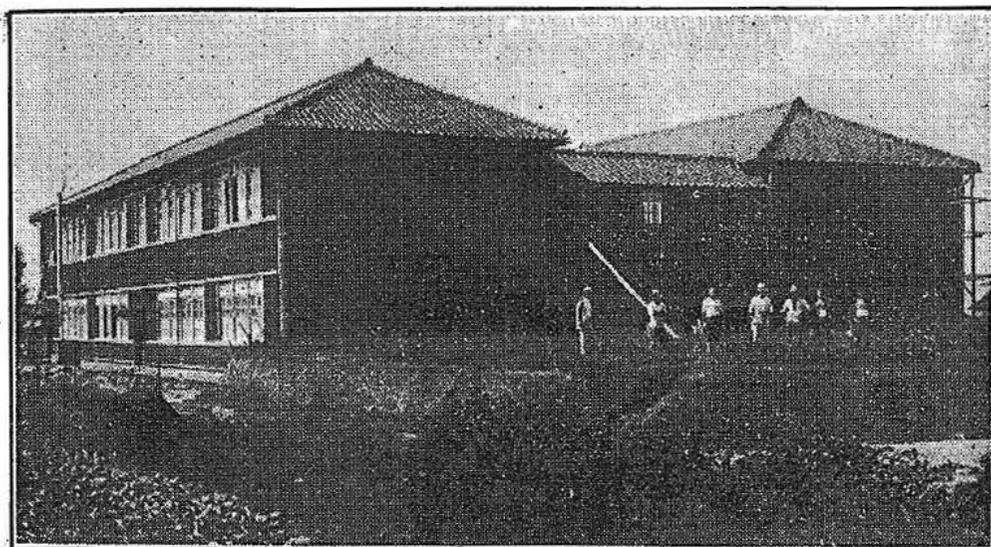


図-6 移転当初の老松町校舎平面図



図-7 昭和7年当時の老松町校舎写真（北方向から撮影）
出典：『藤ノ花学園創立100周年記念写真集』 p.20.



む 望 り よ 側 東 中 事 工

図-8 移転案内のはがきに印刷された校舎写真（南東方向から撮影）
出典：「創立三十年記念行事及び校舎移転案内葉書」藤ノ花学園所蔵



図-9 大正10年当時の新川小学校校舎
出典：新川小学校アルバム 新川小学校所蔵



図-10 新川小学校玄関庇

出典：新川小学校アルバム(写真をトリミング
大正十四年三月との添え書きあり)



図-11 老松町校舎玄関庇

出典：『藤ノ花学園創立100周年記念写真集』p.27.

5. 校地の取得

藤ノ花学園の土地台帳より、昭和2(1927)年度から昭和6(1931)年度までの間に取得した老松町校舎周辺の土地について表-1にまとめた。これによると、老松町へ移転した昭和7(1932)年よりも4年前の昭和3(1928)年1月にすでに敷地の一部を取得していたことがわかる。前述の伊藤勤の私信にある「東田の土地」とは、老松町108番地と住吉町120番地の土地を指すことがわかる。昭和6(1931)年8月28日に取得した土地は、面積が2,736㎡(720坪)と広く、この時点で老松町への移転は確定していたと考えられる。学校所有地の変遷を図-12に示す。なお、土地区画と地名地番は豊橋東部土地区画整理組合発行の「豊橋東部土地区画整理組合地区確定図」による。

表-1 昭和2年度から昭和6年度までに取得した豊橋市老松町周辺の土地

地名地番	面積 (㎡)	面積 (坪)	取得年月日
老松町108番地	224.00	67.88	昭和3年1月28日
住吉町120番地	409.00	123.94	昭和3年1月28日
老松町109番地	2,376.00	720.00	昭和6年8月28日



図-12 昭和2年度末と昭和6年度末の学校所有地（斜線部分が所有地を示す）

6. 工事に関する記録

「法文綴」には、老松町校舎の工事に愛知県知事宛に提出した各種工事の着手届、完了届等が残されている。表-2に一覧を示す。これにより、南側校舎の工事が先行し北側校舎の工事が後から行われたことが読み取れる。図-8の工事写真でも、北側校舎にのみ足場が残っている。

表-2 各種工事届 宛先は愛知県知事宛（1のみ愛知県営繕課長宛）

	年月日	文書タイトル	対象部分
1	昭和7年2月26日	基礎工事着手ノ件報告	全校舎
2	3月5日	起工届	全校舎
3	3月10日	基礎工事一部終了届	南側校舎
4	3月10日	建方一部着手届	南側校舎
5	5月1日	左官工事一部着手届	南側校舎
6	6月10日	基礎工事着手届	北側校舎
7	6月16日	基礎工事終了届	北側校舎
8	6月16日	建方工事着手届	北側校舎
9	6月29日	建方工事終了届	北側校舎
10	6月30日	左官工事着手届	北側校舎
11	8月17日	竣功届	全校舎

このほか工事に関する記録として、法文綴昭和7年7月12日付愛知県警察部工務課宛「土木建築工事注文通報ニ関スル件」と題された書類には、請負金額として「五千四百八十八圓也」工事請負人住所氏名として「豊橋市花田町西宿 坂田真吉」との記載がある。坂田真吉

は、当時豊橋市で大手の請負業者であり、当時豊橋商工会議所が発行した『豊橋商工案内』の請負の部には毎年名前が掲載されている。なお、当該工事の設計者に関する記録は見つからなかった。

7. まとめ

以上のとおり、昭和7(1932)年に豊橋高等裁縫女学校が移転するまでに、実現しなかった2つの計画案があり、それぞれ図面を作成して具体的な検討が行われていたことがわかった。また、老松町校舎建設にあたっては、新川小学校の旧校舎の払い下げを受けていたことが判明した。さらに老松町校舎のうち新川小学校旧校舎を移築した部分について対応関係のある程度推定することができた。これらの事実は、『藤ノ花学園史』等の学園刊行物では一切触れられておらず、今回新たな知見を得ることができた。なお、本稿で取り上げた老松町校舎の建物は、昭和42(1967)年の本館建設に伴い解体されている。昭和7(1932)年以降の校舎増築と校地の拡張の経緯については、別途まとめることとしたい。

8. 謝辞

本稿執筆に当たり、豊橋市立新川小学校校長(平成24年当時)河辺哲郎先生には、新川小学校の旧校舎が掲載されている学校アルバムの撮影の許可をいただいた。また、藤ノ花女子高等学校の事務職員の皆様に、学内にあった資料の発見にご協力いただいた。妻の伊藤敦子には、資料の手書き文字判読に協力を得た。ご協力に対し御礼を申し上げます。

参考文献・資料一覧

参考文献：

1. 学校法人藤ノ花学園編『藤ノ花学園創立100周年記念写真集』藤ノ花学園，2002年。
2. 鈴木澄衛編『豊橋商工案内 昭和3年版—昭和15年版』豊橋商工会議所，1928年—1940年。
3. 豊橋市立新川小学校編『新川小学校85年の歩み』豊橋市立新川小学校創立85周年記念事業実行委員会，1987年。
4. 豊橋市史編集委員会編『豊橋市史 第四巻』豊橋市，1987年。

資料：

1. 『参陽新報』昭和5(1930)年5月13日版 参陽新報社。
2. 「最新豊橋市街地図」10000分の1 豊橋市書籍雑誌商組合，1939年。
3. 「豊橋東部土地区画整理組合地区確定図」豊橋東部土地区画整理組合，1938年。
4. 「新川小学校アルバム」豊橋市立新川小学校所蔵
5. 「創立三十年記念行事及び校舎移転案内葉書」1932年，藤ノ花学園所蔵
6. 「法文綴」藤ノ花学園所蔵

	文書名	年月日
6-1	「雑種財産賣拂申請書却下申請」	昭和4(1929)年11月4日
6-2	「私信」(伊藤勤より伊藤健児宛)	昭和5(1930)年10月7日

- | | | |
|------|---------------------------|-------------------|
| 6-3 | 「市有建物拂下願」 | 昭和5(1930)年10月18日 |
| 6-4 | 「市有建物特賣願」 | 昭和6(1931)年8月12日 |
| 6-5 | 「不要建物特賣願」 | 昭和6(1931)年10月16日 |
| 6-6 | 「公益法人事業報告ノ件」 | 昭和12(1937)年5月24日 |
| 6-7 | 「高等女学校設置認可申請書」 | 昭和20(1945)年11月30日 |
| 6-8 | 「基礎工事着手ノ件報告」 | 昭和7(1932)年2月26日 |
| 6-9 | 「起工届」 | 昭和7(1932)年3月5日 |
| 6-10 | 「基礎工事一部終了届」 | 昭和7(1932)年3月10日 |
| 6-11 | 「建方一部着手届」 | 昭和7(1932)年3月10日 |
| 6-12 | 「左官工事一部着手届」 | 昭和7(1932)年5月1日 |
| 6-13 | 「基礎工事着手届」 | 昭和7(1932)年6月10日 |
| 6-14 | 「基礎工事終了届」 | 昭和7(1932)年6月16日 |
| 6-15 | 「建方工事着手届」 | 昭和7(1932)年6月16日 |
| 6-16 | 「建方工事終了届」 | 昭和7(1932)年6月29日 |
| 6-17 | 「左官工事着手届」 | 昭和7(1932)年6月30日 |
| 6-18 | 「土木建築工事注文通報ニ関スル件」 | 昭和7(1932)年7月12日 |
| 6-19 | 「竣工届」 | 昭和7(1932)年8月17日 |
| 7. | 「公文綴」藤ノ花学園所蔵 昭和8年度
文書名 | 年月日 |
| 7-1 | 「昭和7年度法人事業報告」(決算書を含む) | 昭和8(1933)年5月19日 |
| 8. | 「土地台帳」藤ノ花学園所蔵 | |